

通信販売の解約にご注意！

インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品の可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。

相談事例

インターネット通販で靴を購入した。大きめのサイズを注文したが履いてみると窮屈だった。返品したいとメールしたところ「返品できない。利用規約にも書いてある」との返事だった。確かに利用規約には返品不可の記載があったので「それならクーリング・オフしたい」と伝えたが「通信販売にはクーリング・オフの適用はない」とメールで回答が来た。(60歳代)

アドバイス

特約がない場合は、商品を受け取った日を含む 8 日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。返品が可能な場合でも、返品期限が設けられている場合があります。商品を受け取ったらすぐに中身を確認することが大切です。

通信販売で購入する際は、事前に返品ができるかどうかや返品が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。

以上の点に気をつけて、通信販売を利用しましょう。

※国民生活センターのウェブサイトを参考に作成しました。

少しでも疑問を感じたら、すぐに消費生活センターへ相談を！

あきらめないで、消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ先】

伊奈町消費生活センター

☎048-721-2111（内線2234）

消費者ホットライン

☎（市外局番なし） 188

お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内いたします。